



診療報酬改定

令和8年度の診療報酬改定は、当初予算段階から所要の歳出入を可能な限り織り込む運営への質的転換を図る観点に立ち、施設累計ごとの費用構造や経営実態を踏まえて経営の改善や従業者の処遇改善に繋がる的確な対応を行う事となりました。あわせて、現役世代の保険料負担の抑制のため、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた対応、適切な在宅医療の推進のため、調剤報酬の適正化、長期処方・リフィル処方の取組み強化なども行う事となりました。

診療報酬は+3.09%の改定となり、薬価等は▲0.86%の改定となりました。

医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、その支払った医療費が一定額を越えるときは、その医療費の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

医療費控除の対象となる金額は最高で200万円となっており、計算方法は以下の通りです。まず、実際に支払った医療費の合計額から保険金などで補填される金額を除きます。そこから更に10万円を差し引いた残額が医療費控除の対象金額となります。なお、その年の総所得金額等が200万円未満の人は、10万円ではなく総所得金額等の5%の金額を差し引いた金額が控除対象となります。



マイナポータル連携

マイナポータル連携を利用すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報を取得する事ができます。所得税の確定申告書を作成する際に、該当項目に自動入力することができ、その活用してみたいかができるでしょうか。

なお、事前にマイナポータルで代理人の設定を行う事により、申告に含める事が可能なご家族の医療費通知情報をマイナポータル連携で取

得することができません。ただし、代理人を設定する際には、申告される方とご家族のマイナンバーカードが必要になりますので、お手元に準備をしておきましょう。

セルフメディケーション税制

平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、本人または本人と生計を一にする配偶者やその他の親族の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、本人がその年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして一定の健康診査や予防接種などを行っているとときは、通常の医療費控除との選択により、その年中の特定一般用医薬品等購入費の合計額のうち、1万2000円を超え、その部分の金額を控除額とするセルフメディケーション税制の適用を受けることができます。

申告する本人が「一定の取組み」を行っていると、本人と生計を一にする配偶者等が購入した対象医薬品の分も対象になります。

【一定の取組み】

- ① 保険者が実施する健康診査
- ② 市区町村が健康増進事業として行う健康診査
- ③ 予防接種（定期接種、インフルエンザ）
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断
- ⑤ 特定健康診断、特定保健指導
- ⑥ 市区町村が健康増進事業として実施するがん検診

対象医薬品の範囲

特定一般用医薬品とは、医師により処方される医薬品から薬局等で購入できる医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）および令和4年以降に購入された医薬品でスイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果をもつ一定の医薬品とされています。

購入した際のレシート等に控除対象であることが記載されています。

また、一部の対象医薬品については、パッケージにセルフメディケーション税制の対象である旨を示す識別マークが掲載されています。

ので確認してみてください。

セルフメディケーション
税 控除 対象

制度利用の注意点

医療費控除とセルフメディケーション税制は、両方で控除を受けることはできず、どちらかを選択する必要があります。この点に注意しましょう。

医療費控除の適用を受けるためには「医療費控除の明細書」を、「セルフメディケーション税制の適用を受けるためには「セルフメディケーション税制の明細書」を、それぞれ確定申告書に添付する必要があります。医療費控除では医療費の領収書を、セルフメディケーション税制では対象医薬品を購入した際の領収書および一定の取組みを行ったことを明らかにする書類を自宅でも5年間保管する必要がありますので破棄しないようご注意ください。

福祉用具と医療費控除



結論から申し上げますと、福祉用具のレンタル費用は医療費控除の対象外です。また福祉用具の購入費用についても基本的に医療費控除の対象外となります。

に医療費控除の対象外となるのは、国税庁のホームページ「介護サービスの対価に係る医療費控除について」をご覧ください。

介護保険を使用しない購入品の場合、医療費控除の対象になるものもあります。

○おむつ・尿取りパッド

傷病などで6か月以上寝たきりで、医師の治療を受けており、おむつ・尿取りパッドの使用が必要と判断されている方が対象となります。

○補聴器・松葉杖・義手義足・義歯

聴力低下や歩行困難など、機能回復が目的である事を証明する診断書があれば、これらの購入費用も医療費控除の対象になります。ただし、自己判断で購入した場合は対象なりませんので事前に主治医にご確認ください。

立春が過ぎて

最長寒波の影響による大雪で、各地に大きな影響が出ています。雪の事故には十分お気を付けてください。暦の上では春を迎えましたが、本格的な春の訪れはまだ先になります。

